（法第八条第一項第九号の防災庁令で定めるもの）

第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条第一項の細則

［三～五　略］

（法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更）

第五条　法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部改正）

第九条　次に掲げる府令の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第五十一号）題名

二　災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）題名

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定） **第六条**　［同上］	（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （令第八条第二項に規定する防災庁令で定める額の算定） **第六条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年内閣府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］	（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］